

# 市からの連絡帳



7月は、固定資産税・都市計  
画税第2期の納期です。  
納付には便利な口座振替を。  
納税課 田 ( ☎460 - 9831 )

## 税・保険・年金

### 不動産公売

市では、再三の催告にもかかわらず市税の滞納を続けている場合、滞納者が所有する財産について調査を行い、差し押さえなどの滞納処分を積極的に行なっています。

今回差し押さえた不動産（札幌市清田区内の土地）を、期間入札の方法により公売します。

入札期間 7月7日(月)～14日(月)  
午前9時～午後5時(閉庁日を除く) 郵送可。

原則どなたでも参加できます。  
詳細は、市のHPまたは納税課で。  
納税課 田 ( ☎460 - 9832 )

### 市税、国民健康保険料(税)の夜間・休日納付相談窓口

#### ◆夜間窓口

☎7月8日(火)・9日(水)  
午後5時～8時

#### ◆休日窓口

☎7月12日(土) 午前9時～午後4時  
田無庁舎(夜間・休日とも)

市税は納税課(4階)国民健康保険料(税)は健康年金課(2階)  
平日の納付相談、夜間・休日に開設する納付相談は、田無庁舎のみのお取り扱いとなりますのでご注意ください。

納税課 田 ( ☎460 - 9832 )  
健康年金課 田 ( ☎460 - 9822 )

### 「国民健康保険高齢受給者証」をお持ちの方へ

国民健康保険高齢受給者証の一部負担金の割合は、毎年8月1日に当年度の住民税の課税所得金額と世帯の状況により見直し(定期判定)を行います。新しい高齢受給者証は7月下旬に配達記録郵便で郵送します。

◆基準収入額適用申請書の提出のお願い  
定期判定で3割負担と判定された方で、前年の収入金額(諸控除を引く前の金額)が基準額未満の方は、基準収入額適用申請により1割負担(平成21年4月1日からは2割負担)または3割負担であっても、自己負担限度額が一般適用となる経過措置対象者となります。

該当の方は基準収入額適用申請書を提出してください。  
負担割合の判定基準

【1割負担(平成21年4月1日からは2割負担)の方】

◆同一世帯の70～74歳の国保被保険者のうち、住民税課税所得が145万円以上の方がいない場合

◆住民税課税所得が145万円以上の方で国保被保険者の収入の合計が次の金額に満たない方は基準収入額適用申請により1割負担(平成21年4月からは2割負担)となります。

世帯に70～74歳の国保被保険者が1人の場合:収入が383万円未満

世帯に70～74歳の国保被保険者が2人以上の場合:収入の合計が520万円未満

【3割負担で自己負担限度額が一般適用となる方(経過措置対象)】

同一世帯に長寿医療制度(後期高齢者医療制度)移行に伴い国保を脱退した方(旧国保被保険者)がおり、下記の ともに該当する場合

同一世帯の70～74歳の国保被保険者が1人で、住民税課税所得145万円以上かつ収入が383万円以上

旧国保被保険者を含めた収入の合計が520万円未満

【3割負担の方(現役並み所得者)】  
下記の ともに該当する場合

同一世帯の70～74歳の国保被保険者のうち、住民税課税所得が145万円以上の方がいる場合

70～74歳の国保被保険者が1人の場合は収入が383万円以上、2人以上の場合は収入の合計が520万円以上の場合

健康年金課 田 ( ☎460 - 9822 )

自己負担限度額  
1か月間の医療費の自己負担が高額になった場合、自己負担限度額を超えた分が高額医療費として支給されます。

所得区分	外来 (個人単位)	入院+外来 (世帯単位)
一般	12,000円 平成21年4月 月から 24,600円に 変更予定	44,400円 平成21年4月 から62,100円 に変更予定(4回 以降は44,400円)
現役並み 所得者	44,400円	80,100円+(医療 費-267,000円) ×1%(4回目以 降は44,400円)

### 出産育児一時金・葬祭費

西東京市国民健康保険に加入し、出産育児一時金・葬祭費の申請手続きを行っていない方は、手続きをしてください。時効は2年間です。

#### ◆出産育児一時金の支給

加入の方が出産をしたとき、申請により世帯主へ支給。ただし、社会保険で支給される方は対象外。

必要なもの 保険証 印鑑  
世帯主名義の口座が確認できるもの



#### ◆葬祭費の支給

加入の方が死亡し葬祭を行ったとき、申請により喪主の方へ支給。

必要なもの 会葬礼状または葬儀の領収書 保険証 印鑑 喪主名義の口座が確認できるもの

申請窓口 健康年金課(田無庁舎2階)・市民課保谷庁舎総合窓口係(保谷庁舎1階)

健康年金課 田 ( ☎460 - 9821 )

### 「後期高齢者医療被保険者証」をお持ちの方へ

後期高齢者医療被保険者証の一部負担金の割合は、毎年8月1日に当年度の住民税の課税所得金額(前年所得)と世帯の状況により見直し(定期判定)を行います。

一部負担金の割合が変わる方については、7月下旬に新しい被保険者証を、配達記録郵便で郵送します。

#### ◆基準収入額適用申請書の提出のお願い

定期判定により3割負担と判定された方で、前年の収入金額(諸控除を引く前の金額)が基準額未満の方は、基準収入額適用申請により該当する場合は、1割負担に戻るか3割負担であっても、自己負担限度額が一般適用となる経過措置対象者となります。

#### 負担割合の判定基準

##### 【1割負担の方】

◆住民税課税所得が145万円未満の被保険者

◆住民税課税所得が145万円以上の方で被保険者の収入合計が次の金額に満たない方は基準収入額適用申請により1割となります(申請が必要)

世帯に被保険者が1人の場合:収入が383万円未満

世帯に被保険者が2人以上の場合:収入の合計が520万円未満

【3割負担で一部負担金一般適用となる方(経過措置対象)】

◆被保険者の方の住民税課税所得が145万円以上で、同じ世帯にいる70歳以上の方との収入の合計が520万円未満の場合、基準収入額適用申請により一部負担金一般適用となります(申請が必要)

##### 【3割負担の方】

◆住民税課税所得が145万円以上で世帯に被保険者の方が1人の場合は、収入が383万円以上。被保険者が2人以上の場合は、収入の合計が520万円以上の場合

被保険者とは後期高齢者被保険者証を持っている方です。

長寿医療制度(後期高齢者医療制度)の準備状況や制度の概要は、広域連合のHP「東京いきいきネット」(<http://www.tokyo-ikiiki.net>)で。

健康年金課 田 ( ☎460 - 9823 )

#### 自己負担限度額

1か月間の医療費の自己負担が高額になった場合、自己負担限度額を超えた分が高額医療費として支給されます。

所得区分	外来 (個人ごと)	外来+入院 (世帯単位)
一般	12,000円	44,400円
現役並み の所得が ある方	44,400円	80,100円 (医療費が267,000 円を超えたときは、 超えた分の1%を 加算)(過去12か 月間に世帯単位の自 己負担限度額を超 えた支給があった 場合、4回目以降 は44,400円)

### ねんきん特別便をお届けしています!

現在社会保険庁では、すべての被保険者・年金受給者の皆さんに、年金加入記録等を記載した『ねんきん特別便』を送付し、基礎年金番号に登録されている年金加入記録に誤りや記載漏れなどがなければの確認をお願いしています。

#### 送付スケジュール

◆年金受給者の方...4月～5月

◆現役加入者の方...6月～10月

上記を確認のうえ、次のとおりご回答ください。

#### 【年金受給者の方】

◆誤りがない場合...同封の返信用封筒で「年金加入記録回答票」を社会

保険業務センターへ郵送してください。

◆誤りがある場合...「年金加入記録回答票」に訂正内容を記入し、年金証書と印鑑を持参のうえ、最寄りの社会保険事務所で手続きをしてください。郵送の場合は武蔵野社会保険事務所(〒180-8621 武蔵野市吉祥寺北町4-12-18・☎0422-56-1411)へ。

#### 【現役加入者の方】

記載誤りなどの有無にかかわらず、同封の返信用封筒で「年金加入記録回答票」を社会保険業務センターに郵送してください(勤務先で回収する場合があります)。

#### 【お願い】

記録訂正が必要な方で、旧姓で年金制度に加入されたことがある方は、必ず「年金加入記録照会回答票」に旧姓の記入をお願いします。

田「ねんきん特別便専用ダイヤル」

( ☎0570 - 058 - 555 )

IP電話・PHSから

( ☎03 - 6700 - 1144 )

受付時間

・月～金曜日...午前9時～午後8時

・第2土曜日...午前9時～午後5時  
健康年金課 田 ( ☎460 - 9825 )

## 申請

### 住民基本台帳カードの交付手数料が一定期間無料に!

市民サービスの向上と普及促進のため、住民基本台帳カード(以下、住基カード)の交付手数料が平成23年3月31日までの間無料になります。

市内に住所がある方の申請により、住基カードを発行します。住基カードにはAタイプ(氏名のみを記載)と、Bタイプ(住所・氏名・生年月日・性別・顔写真を記載)の2種類があり、どちらかを選べます。

住基カードでは、住民票等自動交付機を利用できません。印鑑登録等による「西東京市民カード」とは異なりますのでご注意ください。

機能 Bタイプは、次の機能があります。公的身分証明書として利用可 住民票の写しを他の市区町村で受け取り可 転入・転出手続きが簡略化

受付時間 月～金曜日午前9時～11時30分、午後1時～4時30分

受付場所 市民課

申請できる方 本人のみ

必要なもの

本人確認書類

◆即日交付...運転免許証・パスポートその他官公署が発行した顔写真の貼付してある免許証・許可証・資格証明書<sup>※</sup>

◆照会交付...官公署が発行した顔写真の貼付してある証明書を持っていない方は、照会書を自宅に郵送する方法で本人確認をします。健康保険証などをご持参ください。

印鑑(認め印)

写真(Bタイプのみ)

写真は市民課で無料撮影できます。

持参の写真は、申請6か月以内に撮影した無帽・正面・無背景・縦4.5cm×横3.5cmセンチ・裏側に氏名を明記してください。

市民課 田 ( ☎460 - 9820 )